

小児に対する医療費助成の対象拡大について

「小児に対する医療費助成の対象拡大（高校生の外来・調剤等）」については、令和２年度第４回守谷市保健福祉審議会（令和３年１月２０日書面審議で開催）において諮問し答申をいただきました。

その後、２月１０日に開催した庁議で方針を決定、市議会３月定例会において条例改正案及び予算案が可決し、実施が決定しました。

1 改正の趣旨

小児の健康の保持増進を図り、福祉の向上、少子化対策及びすこやかな成長に寄与することを目的とし、医療費助成の対象外となっている高校生の外来・調剤等に対する医療費助成を実施するもの。

2 拡大対象

高校生※の外来・調剤等 約 1,900 人

※ 15歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月３１日まで

	未就学児	小学生	中学生	高校生
外来・調剤	実施済	実施済	実施済	拡大分
入院	実施済	実施済	実施済	実施済

3 適用開始

令和３年１０月診療分から

4 予算措置

令和３年度一般会計予算額 約 1,800 万円

扶助費：約 1,400 万円（10月～3月の6箇月分の助成金）

手数料：約 60 万円（10月～3月の6箇月分審査支払手数料）

導入経費：約 340 万円（システム改修費、申請受付・受給者証交付等事務費）

5 今後の予定

令和３年５月 システム改修
 ７月 対象者の保護者に申請書類を送付
 ８月 郵送による申請受付
 ９月 医療費助成受給者証を送付
 10月 適用開始

現在の小児に対する医療費助成の仕組み

医療保険を使って医療機関などにかかった場合に、窓口で支払う自己負担分の費用に対し助成する制度です。

守谷市では、県補助事業で所得制限がある「医療福祉費支給制度（マル福）」と、市単独事業の「すこやか医療費支給制度」により実施しており、保護者の所得金額に関わらず、対象となる全ての子どもに同様の助成を行っています。

※高校生の「外来・調剤等」は、令和3年10月診療分から該当

1 2つの制度と予算

制度名	所得判定※	財 源	令和3年度予算額 (扶助費)	一般財源負担額
すこやか医療	基準額以上	市 10/10	70,765 千円	70,765 千円
マル福	基準額未満	市 1/2・県 1/2	154,071 千円	77,036 千円
合 計			224,836 千円	147,801 千円

※所得判定基準 630 万円＋（38 万円×扶養人数）

児童手当の所得制限額を準用

2 助成対象者数

(令和3年4月現在)

	未就学児	小学生	中学生	高校生	計
すこやか医療	527 人	896 人	527 人	591 人	2,541 人
マル福	4,003 人	3,546 人	1,437 人	1,308 人	10,294 人
合 計	4,530 人	4,442 人	1,964 人	1,899 人	12,835 人

①外来・調剤等

所得判定	未就学児	小学生	中学生	高校生
基準額 基準額以上↑	すこやか	すこやか	すこやか	拡大分 (すこやか)
基準額 基準額未満↓	マル福	マル福	すこやか	

②入院

所得判定	未就学児	小学生	中学生	高校生
基準額 基準額以上↑	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか
基準額 基準額未満↓	マル福	マル福	マル福	マル福

3 助成対象

医療保険が適用となる病院，診療所，調剤薬局などの自己負担

4 自己負担

マル福・すこやか医療ともに，県補助事業のマル福基準と同額

【①-1 外来】 医療機関ごとに 1 日 600 円まで，月 2 回まで

【①-2 調剤等】 自己負担なし（全額助成） ※保険外の薬の容器代などは実費負担

【②入院】 医療機関ごとに 1 日 300 円まで，月 3,000 円まで

（例）クリニックの外来で総医療費が 1 万円，調剤薬局での薬代総額が 5 千円

自己負担割合 3 割	医療機関等の窓口での自己負担額	
	助成なし	助成後（市負担額）
【①-1 外 来】	3,000 円	600 円（2,400 円）
【①-2 調剤等】	1,500 円	0 円（1,500 円）
合 計	4,500 円	600 円（3,900 円）